

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）として次のとおり指定しました。

平成二十九年四月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
あおば薬局	大和高田市日之出町一―一〇	平成二十九年四月一日
しあわせ薬局片桐店	大和郡山市新町三〇五―八六	平成二十九年四月一日
しあわせ薬局小泉店	大和郡山市小泉町八〇八	平成二十九年四月一日
神宮かがやき薬局	橿原市久米町六六〇―一	平成二十九年四月一日
あおば薬局大福店	桜井市大字大福二三八―一一	平成二十九年四月一日
ノチオカ薬局	桜井市大字桜井八七三	平成二十九年四月一日
あしび薬局生駒店	生駒市本町七―一一	平成二十九年四月一日

みどり薬局

北葛城郡河合町大字穴闇八四一八

平成二十九
年四月一日

二 指定訪問看護事業者等

事業者の名称	事業者の主な 事務所の所 在地	事業所の名称	事業所の所 在地	指定年月日
社会福祉法人はー とらんど	生駒郡三郷町 勢野北四一 三一	ハートランド五條 訪問看護ステーション	五條市二見 五丁目三番 六三号	平成二十九 年四月一日